

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生産振興部 水産課

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	法令の番号	昭和63年12月23日 法律第99号							
許認可等の種類	遊漁船業団体の指定	根拠条項	第20条							
審査基準	<p>知事は遊漁船業者を直接、又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、下記の各号に掲げる業務を行うことができると認められるものを遊漁船業団体として指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと</li> <li>2 漁場の適正な利用を促進すること</li> <li>3 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること</li> <li>4 前3号の業務に付帯する業務</li> </ol>									
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	30日	目次	NO
						標準経由期間	日			